

「発信者情報開示ワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下に開催される WG として、情報流通プラットフォーム対処法における発信者情報開示制度を巡る課題への対応の在り方に関する検討を専門的な見地から行うことを目的とする。

2 名称

本 WG は、「発信者情報開示ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- （１）発信者情報開示制度に関する事項
- （２）その他

4 構成及び運営

- （１）本 WG の主査は、検討会の座長が指名する。
- （２）本 WG の構成員は、別紙のとおりとする。
- （３）主査は、本 WG を招集し、運営する。
- （４）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （５）主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本 WG を招集し、運営する。
- （６）主査は、必要に応じ、本 WG の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （７）主査は、必要に応じ、本 WG の構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （８）その他、本 WG の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- （１）本 WG は、会議又は議事録を原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （２）本 WG で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （３）本 WG の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本 WG の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課が行う。

「発信者情報開示ワーキンググループ」
構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

今村 敏	池田・染谷法律事務所 弁護士
上沼 紫野	LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 アドバイザー
垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
北澤 一樹	英知法律事務所 弁護士
鎮目 征樹	学習院大学法学部 教授
清水 陽平	法律事務所アルシエン 弁護士
(主 査) 曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
中原 太郎	東京大学大学院法学政治学研究科 教授